



持続可能な森林管理の促進

PEFC アジアプロモーションズ

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 4-7 新宿山吹町ビル 302 号

電話 : 03-3513-0291 Fax: 03-3513-0292

メール : info@pefcasia.org

HP :www.pefcasia.org

改正 PEFC-COC 規格 (PEFC ST 2002:2013) に関する Q&A

2013 年 8 月 12 日

この文書は 2013 年 6 月まで開催された改正 COC 規格に関するウェビナーにおいて参加者から寄せられた質問と PEFC からの回答をまとめたものです。

これらウェビナーは、COC 認証書の保有者に対する PEFC の支援サービスの一環として実施されおり、円滑な改正 COC 規格への移行および欧州連合木材規制 (EUTR) の順守のサポートを目的とするものです。

*本文書は参加者から寄せられた質問に PEFC の担当者が回答したものをそのまま記載したものです。部分的に分かり難い表現があることをご了承ください。

また、翻訳および使用上の便宜のため、質問には原本にない番号が付されています。

総論

1. PEFC ST 2002:2013 の文書の翻訳はいつ入手できますか？

国際 PEFC は規格を英語版によってのみ提供しています。関係国の各国認証管理団体 (NGB) が翻訳版を提供します。翻訳版をお求めの方は、該当する国の PEFC 事務局にご照会下さい。

2. 新しい認証書は企業が販売する木材について、その木材が認証範囲外であっても法律を順守していることを証明しますか？

いいえ、そもそも認証書は木材の合法性を検証するものではありません。EUTR も要求しているのですが、それは出処に問題がある由来の原材料調達のリスクが「極小」であるかどうかを検証するものです。次に、認証書は該当の認証書 (COC) の適用範囲に含まれる木材にのみ適用されます。組織が、PEFC の DDS を自社が販売するすべての木材に利用したい場合は、すべての木材が自社の PEFC の COC の適用範囲に含まれることを確実にしなければなりません。

3. 当社は、ケースや枠箱のメーカーで、オランダとベルギーの商社から木材を仕入れています。この場合の DDS の意味と当社が何をしなければならないかを教えて下さい。

手短に説明しようとするとう一般論に傾きがちですが、下記が最も大切な変更事項です。

- ・ PEFC 認証木材・PEFC 管理材木材を購入する場合：
該当木材の樹種と由来情報に関する追加情報が必要です。
- ・ 非認証木材を購入する場合：
樹種と由来に関する追加情報に加えて、リスク分析の手順を ST2002:2013 に見合うものに修正する必要があります。「極小リスク」のみが許容され、その分析に利用するための新しい指標があります。

PEFC は簡易移行ガイド文書を製作しております。

4. 当社は、林産品の COC を紙バッグの製造、販売のために実施しています。当社では、PEFC 認証紙を仕入れています。今回の改正によってどのような影響がありますか？

概論としては、貴社の COC 認証書の適用範囲内で購入されたすべての PEFC 認証紙について樹種と由来情報の入手手段を有していることが求められます。例えば、こうした情報の手配や提供方法を貴社の紙製品の仕入れ先との間で取り決めておくなどです。(上記の返答を参照)

5. COC は、決められた区域から、あるいは、決められた区域内の特定の材木塊から始まるのですか？

COC は、PEFC 森林管理認証書を有する森林所有者が認証森林からの木材を PEFC の COC 認証書を有する企業に販売する時点から「始まり」ます。

6. 新規格の EUTR 順守に関して欧州連合からはどのような反応がありましたか？

欧州連合は、規格の承認や否認をすることはありません。PEFC は、ST 2002:2010 と EUTR との間の差異を分析した上で、規格を ST 2002:2013 として採択しました。PEFC は、PEFC の COC 規格を利用する企業はすべて EUTR の要求に従った DDS を実行していることを確信しています。

7. PEFC は、PEFC の DDS が EUTR の順守を示すものである事実をどう告知、宣伝していますか？

PEFC のウェブサイトをはじめとするあらゆる適切な手段を講じています。

8. ビスコースの供給者は EUTR を免除されますか？

ビスコースは、法 995/2010 の付属書に記載がないようです。確かめるためには、貴国の担当部局にご照会下さい。

9. PEFC は、DDS がこの新法との適合性を提供することを確信しているようですが、その自信の根拠は何ですか？

PEFC の COC と、特に DDS は、EU の木材規制に適合する様に変更されました。さらに、PEFC は、委員会実行規則 (Commission Implementing Regulation) 607/201, 第 4 条に列挙される認証に関する EU 規則を満たしています。

10. この件については、整合のための議論が各国のモニタリング団体との間にあったのですか？

いいえ。PEFC の COC は EUTR に整合されました。欧州連合の加盟諸国が、今後それぞれに策定することが見込まれるすべてのシステムに私どもの規格を整合させることは意味がありません。

1 1. この COC 規格のプロセスや改正については、NGO の参加がありましたか？

はい。COC の作業グループには労働組合からの代表者が国際建設林業労働組合連盟（BWI）を通じて参加しています。公開協議ではすべてのステークホルダーに参加を呼びかけました。

1 2. もしヨーロッパの製造施設が PEFC の 2013 年版の COC を認証受けていたら、その企業は EUTR を順守していると考えてよいですか？

いいえ、PEFC の COC は組織が総体として EUTR を順守していると言う証明ではありません。PEFC の COC は、EUTR の要求事項を満たす不可欠の DDS を含みますが、これは認証書の適用範囲にある製品について、企業が EUTR の要求事項を満たす DDS を実行していることを示すものです。

1 3. PEFC は、今回の COC 改正を反映するための PEFC ロゴ使用規則の変更予定はありますか？

ロゴ使用の手順は、殆ど改正されませんが、改正 COC 規格に正式に整合するものになる予定です。

1 4. このウェビナー・トレーニングの受講証明は何か受け取れますか？

いいえ、このウェビナーは情報提供だけのものであり、トレーニングとは認められません。

1 5. 企業が、PEFC と DDS を両方実行している場合は、2つの別個の認証書を持つことになるのですか、あるいは、認証範囲はすべて一つに組み込まれているのですか？

認証書は一つだけです。企業は、PEFC の COC 認証書を有することで、既定のものとして PEFC の DDS についても認証を受けたこととなります。なぜなら、DDS は COC 規格の一部（5章）だからです。

第3章 定義

1 6. PEFC は EUTR の定義との間に差異または解釈の余地を確認しましたか？

PEFC は、ST 2002:2010 が定める「問題がある出処」と EUTR の「違法伐採による」の定義との間に差異があることを確認し、ST 2002:2013 においては EUTR に見合う様変更されました。

17. 容認できる森林転換の例を挙げて下さい。例えば、林地を林道や宅地に変換することはどうですか？

DDS の総合的な規則としては、転換によって産出された木材を含んではならないとしています。

18. プランテーションに関する 3.14 項の定義は、PEFC 承認を受けた森林認証制度によって現在合法的に認証を受けている森林を「問題がある出处」と見做してしまう可能性があるように思われます。

PEFC 認証森林は、「問題がある出处」ではありません。

19. 通常、原木は（持続可能で）恒常的な森林またはその他の種類の森林（通常は開発や森林以外のプランテーションへの転用）から生産されます。とすると、（転換が）すでに「問題がある出处」であると考えられるなら、どこから管理材を得ることが出来るのですか？恒常的な森林か転換される森林以外の種類の森林はありませんが・。

PEFC 認証林ではなく、かつ「問題がある出处」ではない森林からの「管理材」原木の調達が可能です。グローバルな視野に立てば、すべての恒常的な森林が PEFC 認証を受けている訳ではありません。

第5章 DDS の要求事項

5章1項

20. 新規格ではリサイクル原材料についても樹種の明示が求められていますか？

いいえ、リサイクル原材料は DDS の対象ではありません。

21. DDS は企業の生産範囲にあるすべての製品に適用されるのですか（すべての投入原材料）？

DDS は、企業の PEFC-COC システムの対象範囲にある製品にのみ適用されます。COC の対象範囲外にある製品については、DDS の実行は検証されません。もし企業が DDS をすべての追加製品に利用したい場合は、現状の対象範囲を拡大する必要があります。

22. （例えば）企業の仕入れ先が欧州連合域内であり、リスクがない場合でも、DDS の実行は必ず必要なのですか？

はい。DDS は、原材料の由来や樹種の情報が入手可能であることを確実にするものです。これらの情報は、PEFC 認証品の供給チェーンのどの時点においても入手可能でなければなりません。

23. DDS 要求事項のセクション5ですが、なぜ CITES に列挙されている原材料は PEFC の DDS を免除されるのですか？

CITES を順守している原材料は、問題がある出処の回避に関する PEFC の要求事項も順守しています。

24. 物理的分離方式を採用している企業は、認証原材料と管理材原材料を「混合」しませんが、(自社の COC において) 非認証原材料について PEFC の DDS を実行して PEFC 管理材として販売することが可能ですか？

はい。新しい規格では可能です。ただし、「PEFC 管理材」の販売を目的とする非認証材の購入を含めるための認証範囲の拡大が必要です。この新しい PEFC 主張が採用された目的は、ここにあります。企業によるデューディリジェンス (リスク分析と管理) の実行を示すために PEFC の COC を利用する事ができるようにするためです。

5章2項 情報の収集

25.

1) 企業は供給者から樹種および由来に関する情報を求め、得られた回答をそれ以上の調査や証拠なしで受け入れていいのですか？

2) 「・・・情報の入手手段」の意味は、実際に情報を入手していなければならないのですか、または、入手が可能であればよいのですか？

1) 「はい」なのですが、この件は次回の COC 作業グループで議論されることになっており、ガイド文書で取り上げられることになりそうです。

2) 「入手可能 (アクセス)」とは必ずしも実際に入手していることを求めています。しかし、いつでも入手できる状況でなければいけません。例えば、審査の際には、企業は審査員に対してその情報を提示することが可能でなければなりません。

26. 由来と樹種の情報は、供給品の初回の納入時 (供給者ごとに「同類の」供給品について) に示すだけで充分ですか？

複数の同一の出荷品については一つの供給であると考えることが可能です。

27. 樹種、由来、リスク分析の情報はどこで保管するべきですか？

企業にとって適切である場所でよいです。ただし、そうした情報の入手手段は審査員、関係当局などに提供可能でなければならず、樹種、由来の情報は（PEFC 認証を受けた）顧客にとっても入手可能でなければなりません。

重要：これらの情報の入手手段のみで充分です。すなわち、常に実際に保有していることは求められていません。

28. 当社は、英国内で食品包装用の折り畳み式のボール箱を仕入れて印刷をしています。当社のボール箱の供給者は樹種と由来の情報を当社に提供する必要がありますか？当社はそれが必要ですか？

はい。COC の要求事項の下では、貴社は供給者からこの情報の入手手段を得ていなければなりません。その理由は、PEFC の認証供給チェーンにおいてはどの時点においてもそれが提供可能でなければならないからです。これらの情報については、紙製品の供給者が例えば製品スペックなどで手配をすることも可能です。

29. 当社は印刷会社です。総じて認証品を使っていますが、時には認証紙がなく認証紙以外を使用せざるを得ない時があります。紙に関しては、DDS の実行が大変困難です。手助けとなる文書や簡素なシステムなどありますか？時には、樹種名を知ることは全く不可能なことがあります。これはどう解決できますか？

貴社の供給者は、樹種情報の入手手段の提供が可能でなければなりません。（正確な情報が無理なら、該当製品に含まれる可能性のある樹種のリストが必要です。）こうした情報の入手手段がなければ、その紙を PEFC の COC に使用することはできません。

30. 樹種や由来情報の入手手段のみの提供はどんな時に求められ、またそうした情報そのものが求められるのはどんな時ですか？

5章 2.1 項の要求事項は、特に「入手手段」を求めているのであり、必ずしも現実にその情報を持っている状況に限定していません。しかし、その情報は常に入手可能な状態でなければなりません。

31. もし当社が COC 認証を受けた印刷会社であり、英国内で調達した由来情報が不明なリサイクルのパレットを使用している場合、改正版の COC や発効に近い EUTR に従って、DDS を満たすために供給者に対してそのパレットの調達源に関する宣言書の提出を主張しなければならないのですか？

先ずは、PEFC の DDS が貴社の COC の対象範囲にある製品についてのみ必要なのだということです。貴社がそのパレットの製造や販売に関わっていない場合は、それは COC の対象範囲には含まれません。そのパレットは、貴社が調達をし、製造する製品を支えるだけのものです。次には、リサイクル原材料は PEFC の DDS の対象範囲に含まれないということです。さらに、EUTR の面からも、専ら他の製品の支え、保護、運搬のみを目的とする「梱包材」は EUTR の DDS の要求事項の対象外となっています。（法 995/2010 の付属書を参照）

3 2. 情報収集：この情報は年次ベースで収集することで充分なのですか？由来が夏季と冬季では異なるかもしれない場合でもそうですか？

はい、夏季と冬季の納入を共に想定して納品に含まれる可能性がある樹種情報を収集すれば充分です。

3 3. 印刷業者が印刷用に PEFC 認証紙を購入する場合は、樹種や由来に関してどのような情報を収集しなければなりませんか？

5 章 2.1 項の要求する情報を収集する必要があります。特に、樹種の（学）名および伐採の国／地域／施業者です。収集とは「入手手段を有する」ことです。

3 4. 貯木場は、ブラックボックスです。と言うのは、木材の等級分け（寸法、樹種の等級分け）の後には、その木材がどの伐採国から来たものか分からないからです。伐採国情報はどのように提供したらよいのですか？私には不可能と思われます。言えるのは、その伐採国からの木材の納入時期についてだけです。PEFC は、EUTR 以上の情報を要求しています。

樹種や由来に関する情報は、「より高いレベル」で提供されても構いません。この場合、該当の貯木場に置かれ、貴社の出荷品に含まれる可能性のある樹種や由来をすべて記述することが良いものと思われます。

3 5. DDS についても、PEFC の認証原材料に関するのと同じ方法を使用してもいいのですか？例えば、印刷業者にとっては樹種情報を得ることは大変困難なので、（供給者の）自己宣言書でも大丈夫ですか？

もちろんです。自己宣言書は今は必須の要求事項ではなくなりましたが、供給者からの情報入手手段としては有効です。

5章3項 リスク分析

36. リスク分析では、PEFC 認証または PEFC 管理材の主張をせずに販売している PEFC の認証板について、極小リスクとしてよいですか？

供給者が PEFC 認証を受けていると言う事実だけでは極小リスクの指標とはなりません。認証書の範囲外の製品を販売することもあるからです。PEFC の主張がなければ、リスク分析全体を実行しなければなりません。

5章3.5項

37. 当社が、認証企業である供給者から PEFC 認証 100%の認証紙を購入する場合は、リスク分析をする必要がありますか？

いいえ、PEFC 認証材は初めから極小リスクであり、リスク分析は免除されます。

38. どの地域の由来が高リスクであるということはどの様に知ることができますか？

腐敗認識指数（CPI）は、国全体に関する指標です。ある国の特定地域に関するリスクのレベルがその国全体のリスクのレベルと異なるという情報がある場合を除いて、通常は国レベルにおけるリスクを考慮します。木材の輸入者はある程度の基本的な知識を有していることが想定されています。（例えば、マレーシアの異なる地域など）

39. 高リスク地域を有するすべての国のリストはありますか？

PEFC はそうしたリストを提供しません。規格においては、国の腐敗や森林統制の水準を評価する指標を提供しています。ガイド文書は、国レベルでの検証をするための外部情報源を列挙しています。

40. PEFC 認証原材料についてはリスク分析が不要なら、なぜ PEFC 認証原材料が表 1 に含まれているのですか？

PEFC 認証原材料が極小リスクであり、それゆえリスク分析が不要であることを示すためです。リスクの水準はすでに分かっているからです。

41. 5章3.5項の注意書は「低い見込み度合い」を示す指標は常に「高い見込み度合い」を示す指標に優先適用することを規定していますが、これは誤植ですか？

正確には、その注意書は「由来および供給チェーンに関する『低い見込み度合い』（表1）の指標」と述べた上で、特に表1に言及しています。表1は、表2や表3にある「高い見込み度合い」に優先適用されます。

4 2. では、どんな時に CPI が適用され、どんな時には適用されないのですか？

当初から、CPIは国のレベルとしてのリスク分析に使用する指標です。その他の指標を使用することも可能ですが、それには、国際透明性機構とPEFCの協力に基づく許可が必要です。さらなる詳細は、ガイド文書において提供されます。

4 3. CPI に優先適用するには毎回 PEFC 評議会の特定の許可が必要ですか？

CPI以外のメカニズムを利用するにあたっては、PEFCの許可が必要です。この許可が下りた場合は、この新しいメカニズムを特定された状況において利用することが可能です。

4 4. 表2の指標にはどのような樹種が含まれますか？

PEFCは、ガイド文書において「リスク関連」樹種のリストを公表します。

4 5. 表3の行為者および段階について詳しく説明してください。

ガイド文書において、リスク分析の指標に関するすべての表についてより詳しく説明します。

5章3. 6項

4 6. 組織がリスク分析を変更する時は、再審査を受ける必要がありますか？

いいえ、組織が実行する個々のリスク分析ごとに審査する要求事項はありません。

5章3. 8項

4 7. 企業は、地理的な区域の申請を、審査員にとってその区域が広範すぎると思われる場合でも、することが出来ますか？

原則としては「はい」です。しかし、その区域は5章3.8項の当てはまる条件を満たさなければなりません。

48. 5章3.8項の(b)については、CPIを利用しなければなりませんか？

その通りです。重大リスクの指標にあたる区域は「特定の地理的領域のリスク分析」の対象外です。PEFCは、これに関する追加的な説明や解釈の提供に取り組んでおり、2014年2月までには発表できる見込みです。

5章5項

49.

- 1) 認証機関は企業の内部審査を審査する必要がありますか？それは現場で、ですか？
- 2) 5章5.3.4項の「供給品」ですが、これは供給者ですか出荷品ですか？あるいは、森林管理主体または国のことですか？
- 3) 5章5.1.2項の検証ですが、検証プログラムは「妥当な場合は」現場検証を含めなければならないとしていますが、これはどんな意味でしょうか？妥当ではない場合とはどんなケースですか？
- 4) 5章5.4.2項(a)に「リスクへの取り組みに関する要求」とありますが、「今後100年間はこうしてください。」の様な請求でよいのですか？

PEFCは、リスクの軽減に関する追加的な指針をガイド文書で提供します。

- 1) 検査は、規格が要求するものです。ですから、認証機関は検査および担当者の技量に関する記録を審査に含めることができます。
- 2) サンプリングは一つの供給者による供給品に関するものです。もし複数の供給者が重大リスク供給品を供給した場合は、これら供給者全員が検査の対象となります。同一の出荷品は一つの供給と見做すことができます。(5章3.6項、5章3.7項も参照)
- 3) (5章5.1.3項を参照のこと) 現場検査は、出処に問題がない由来に関して十分な信頼を得られる場合は、文書レビューによって代替が可能です。
- 4) いずれにしても、組織はその供給者の原材料をPEFCのCOCの中で使用することはできないので、時間的な枠組みを特定することは両者ともに利があることとなります。

5章5.2項

50. 5章5.2項では、表1のいずれかの指標が当てはまる場合は、森林管理者まですべての供給チェーンを遡及する必要はないとしています。これは、表3で言う様に、その供給チェーンの各段階や国またはそこで伐採された地域の関係者やステップが不明となるので、矛盾しませんか？

第三者認証やその他の適切なメカニズムがあれば、常に関連する森林地域へのトレースができています。この部分の意味は、透明性が確保される段階まで供給をトレースバックする必

要があると言う意味です。（表 1 は表 2 および表 3 に優先適用）

5 1. 供給チェーンの第 2 者審査を評価する認証機関に対する要求事項は何ですか？

5 章 5.3 項にある規定がそれにあたります。

5 章 5. 3. 3 項

5 2. 規格には 5 章 2.6 項と言うのではありませんか？

5 章 5.3.3 項にある 5 章 2.6 項の引用は PEFC ST 2003:2012 「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証を実行する認証機関に関する要求事項」からの引用です。

7 章 販売および情報伝達

5 3. 原材料を正式に「PEFC 管理材」として販売するためには、組織はその原材料に認証番号と「PEFC 管理材」の PEFC 主張を表示しなければなりませんか？

はい、「PEFC 認証」の販売と同じように「PEFC 管理材」の情報伝達にも、PEFC 主張と認証番号の表示が求められます。認証製品だけではなく、「すべての主張付き製品の」としている 7 章 1.3 項を参照ください。

5 4. 上記の解答に関連し、組織が PEFC の DDS を実行すると、「その他の原材料」は「PEFC 管理材」となりますが、PEFC の主張を付して販売して良いのですか？

はい。詳しく言えば、PEFC 認証主張を付せずに販売する原材料は、「PEFC 管理材」として主張することが出来ます。

5 5. 「PEFC 管理材」の主張は消費者に販売する最終商品にも使用が可能ですか？

はい、消費者に対しても主張できます。（しかし、PEFC 管理材のロゴラベルはありません。）

5 6. 7 章 1.2 項は、組織が PEFC 主張を請求書と納品書の両方に入れることを要求しているのですか？ あるいは、PEFC 主張の情報伝達にはどちらかを選ぶことが可能ですか？

主張は、請求書と納品書のどちらにもすることができます。7 章 1.2 項は、「組織は納品に関する書類の種類を決めなければならない」と規定しています。ですから、組織は、主張の伝達のための書類として一つまたはそれ以上の書類を選んでよいことになっています。

57. 「PEFC 認証製品」と「PEFC 管理材」の主張の違いは一般消費者や認証企業にとっても分かり難いのではないですか？主張に関する誤解が生じ易いと思いますが、このことは作業グループや理事会の議論で取り上げられませんでしたか？どんな議論がありましたか？

通常は、消費者が請求書などにある正式な主張を目にすることは無いと思われまふ。多くの場合、消費者は、PEFC 認証製品に付されるオンプロダクトのロゴラベル使用によって認証製品であることが分かります。「PEFC 管理材」のロゴラベルというものはありません。

付属書1 PEFC 主張

58. 「PEFC 認証 X%」の主張をするためには認証率が 70%以上であることを確認しなければならぬのですか？

認証率の最低限度が 70%と言うのは、PEFC のロゴやラベル使用に関する規則です。PEFC の認証主張は何%でもできます。例：PEFC 認証 65%

59. 付属書1の1.3項にある通り、規格では「X%PEFC 認証」や単に「PEFC X%」など正式の認証主張以外の文言を許容していませんが、これは「PEFC 認証 X%」の認証主張以外はできないことを確認するものですか？

COC およびラベリングに関する作業グループで審議された（本件に関する）解釈についてはガイド文書で取り上げられます。簡潔な PEFC 認証主張の問題はそうしたものの一つです。

60. パーセンテージ方式で、PEFC 認証原材料を PEFC 管理材に混合することはできますか？その場合、主張はどうなりますか？「PEFC 認証 X%」となるのですか？

パーセンテージ方式における原材料の投入に関しては、PEFC 管理材は「その他の原材料」として扱われますので、それ以外の「その他の原材料」と同様に認証原材料と混合することは可能です。認証率に合算することはできません。

（企業は「PEFC 認証」主張を付して販売することができないすべての製品に「PEFC 管理材」の主張を付すことが出来ます。PEFC 管理材の主張にはパーセンテージ表示をしません。）

61. 「PEFC 管理材」主張の例を示してください。例えば、もし認証率 80%の製品を持っている場合、これに PEFC 管理材をどう追加するのですか？

「PEFC 管理材」という PEFC 主張は、PEFC の認証主張を使用できないすべての原材料に使用する趣旨のものです。例えば、ボリュームクレジットを使用している場合、同一の生産バ

ツチの一部は「PEFC 認証 100%」とし、残りについては PEFC 管理材の主張を付して販売することができます。もし製品を「PEFC 認証 80%」として販売する場合、PEFC 管理材の主張を追加使用することはありません。

6 2. PEFC 管理材の原材料は遺伝子組み換え作物（GMO）や森林転換からの原材料を含むことがありますか？

いいえ。PEFC 管理材の主張は、PEFC の DDS を実行した原材料にのみ使用することができます。PEFC の DDS は、GMO や森林転換を由来とする原材料の含有を認めていません。（PEFC の「出处に問題がある原材料」の定義をご参照）

6 3. 認証書の保有者は、使用したい PEFC 主張の仕様を付属書 1 のセクション 1（PEFC 管理材主張を使用しない）またはセクション 2（PEFC 管理材主張を使用する）のうちからどちらかを選択する必要があるのですか？

認証書の対象範囲に記述しなければならないので、組織ほどの主張を使用するかを決めなければなりません。両者の使用を選択することも可能です。

6 4. その場合、もし組織がセクション 2 の仕様を使用することを選択したら、その他の原材料は常に「PEFC 管理材」とされるのですか、または、「PEFC 管理材」以外で「その他の原材料」とされる原材料はありますか？

3.19 項の定義である様に、「その他の原材料」は「認証材以外のすべての林産原材料」であり、これには PEFC 管理材も含まれます。

移行期間

6 5. 2010 年版の認証企業は、自社の製品に PEFC 管理材の主張をすることができますか？

いいえ。「PEFC 管理材」の主張の使用は、PEFC ST 2002:2013 による認証を必要とします。

6 6. もし企業が 2002:2010 による COC 認証を受けているとしたら、その企業が「PEFC 管理材」の主張を使用できるためには何が必要ですか？認証適用範囲の変更ですか？または、新規格に基づくサーベイランス審査ですか？

両方です。「PEFC 管理材」の主張は新しい 2002:2013 規格に照らした認証においてのみ可能となっています。従って、適用範囲が新しい主張を含む様に拡大される必要があります。

67. 組織は移行審査を受ける必要がありますか？

いいえ。認証書の移行は、次に予定される年次審査や更新審査の際にされればよいです。2014年2月24日以後は、組織はPEFC ST 2002:2013に則った業務を遂行する必要があります。

68. もし2010年版の認証を受けている当社の供給者の次回の年次審査が2014年4月の予定である場合、当社はどの様に対応すればよいですか？当社自身の年次審査(2013年)は2013年11月の予定なのですが、当社もリスク分析をする必要がありますか？当社の供給者は製品をPEFC管理材として販売できないのですが。

はい。PEFC認証またはPEFC管理材の主張のない供給品に関しては、リスク分析が必要です。これは今回の移行期間が通常よりも短い理由の一つです。

69. 企業は、2015年2月24日まで旧規格に基づく認証書を保有することができますか？

はい。組織が2014年2月24日以降はすでにST 2002:2013を順守しなければならないとはいえ、そうした状況は発生します。「旧」証書の保有は管理上の安心を提供するのみです。

70. 企業が新しい認証書に対応した審査を初めて受けた場合、認証機関は2015年1月に新しい認証書発行してよいのですか？

2014年2月24日以降は、PEFC ST 2002:2013に則った認証書のみ発行ができます。しかし、組織は、2014年1月の段階では2010年版に基づいて認証されることが可能です(2014年2月24日以降はST 2002:2013を順守しなければなりません)。2015年1月の年次審査以降は、PEFC ST 2002:2013が表示された認証書を受けることができます。

71. すべての認証書の保有者が2013版に移行を済ませるのはいつになりますか？最終期限はいつですか？

2014年2月24日からはすべての認証書の保有者がST 2002:2013を順守しなければなりません。認証書の2013年版への更新は2014年2月24日以降に最初に行われる審査の間に行われます。2015年2月24日以降はPEFC ST 2002:2010に照らして発行された認証書は承認されません。

72. 移行期間は9か月もありますが、ポルトガルでは、(認証機関の)審査員の要件であるトレーニングに関してPEFCポルトガルが未だに何も定めていないので、2013年版に基づいた審査が実行できません。これは、2月24日から2014年7月末までの期間に審査が予定されている既存の顧客には2月までの審査を想定しなければならないのですか？

いいえ。(この質問は PEFC ST 2002:2013 の 5.2.2 項のことだと思いますが、) トレーニングに関する要求事項は PEFC ST 2002:2013 に照らした審査実行の前提ではありません。実際、トレーニングに関するこの要求事項は 2014 年 7 月 2 日から必須になるのです。当然、認証機関は新規格に適応する必要があります。

7 3. 新規格に照らした最初の審査はおそらくその後になってしまうのですが、2014 年 2 月以降に認証書を新規格に更新することが可能であることを確認して頂けますか？

はい。2014 年 2 月 24 日以降は、認証書を ST 2002:2010 から ST2002:2013 に移行することは可能です。

認証／審査に関する問題

7 4. PEFC 管理材の扱いを COC 認証書の適用範囲に記述する必要がありますか？

はい。適用範囲に「PEFC 認証」原材料の扱いが記述されるのと同様に「PEFC 管理材」製品が販売される場合は、それも記述しなければなりません。

7 5. (ウェビナーで使用の PPT の 22 ページのスライドにある「異なる適用範囲の COC 認証書 (PEFC 認証製品の販売はなし)」とはどういう意味ですか？

もし企業が、「PEFC 管理材」の販売のために PEFC の COC を使用することを選択した場合、認証書の適用範囲にその旨が記述されなければなりません。現在の適用範囲が PEFC 認証製品の販売に関する記述をしているのと同様です。

7 6. 審査員の技量に関して、もし審査員が外国からの木材を使用している顧客の評価をしている場合、その審査員はその国がどこであるかに関わらずその国の法的な背景を知っていなければならないのですか？

PEFC ST 2003:2012 の 5.2.6 項は下記を要求しています。

- 林産原材料の調達および出処に問題がある原材料の回避に関連する国際法、各国独自の森林統制や法の執行などで関連性があるもの： 審査員が顧客組織の供給者との契約関係を理解し、顧客組織による出処に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にするため。この分野における知識と理解は、下記をその範囲に含めなければならない。
 - 契約書や合意書
 - 非認証原材料の原産国の森林統制や法体制、林産品の貿易に関する国際条約 (CITES)

これは、例えば、審査員が該当木材が問題がある出处からのものであるかどうかを判定するための知識を持たなければ、その審査を遂行することができないことを意味します。

77. リスク分析を査定する認証機関に対する要求事項は何ですか？

認証機関は、そのリスク分析が PEFC の DDS の要求事項に適合していることを検証しなければなりません。

さらに情報が必要ですか？

貴社の国の PEFC 事務局または国際 PEFC の Johan Vlieger がお求めの情報を提供いたします。

連絡先

国際 PEFC	PEFC アジアプロモーションズ
Johan Vlieger, Technical Officer	info@pefcasia.org
E-mail: johan.vlieger@pefc.org	Tel: 03-3513-0291
Skype: johan.vlieger	
Tel: 41-22-799 4540	